

定款の一部改正案に対するパブリック・コメントの概要及びそれに対する本協会の考え方  
について

平成 26 年 12 月 19 日  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| コメントの概要   | 本協会の考え方  |
|---|--|
| <p>(意見の箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定款第 43 条及び公益理事等の報酬等及び費用に関する規程</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益理事等の報酬等の支払い規程を定める旨の定款改正（定款第 43 条）について、貴協会の事業環境等も踏まえた場合、今回のタイミングで、当該「公益理事等の報酬等及び費用に関する規程」を新設する理由について、考え方をご説明いただきたい。</li> </ul> | <p>本協会は、平成 22 年 11 月に設立以降、自主規制規則の整備、研修制度、自己点検報告書制度、反社会的勢力排除支援、コンプライアンス相談室、行政当局への意見提出、正会員数の増加に向けた取組みなど、種々の取組みを行って参りました。また、これと並行して協会内部の体制整備も行って参りました。</p> <p>本協会の体制・態勢の整備の強化については、昨年 12 月 25 日に公表された「金融審議会『新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ』報告」においても求められたところであり、正会員の増加に合わせ、現在、その取組みに努めているところであります。</p> <p>併せて、今般、改正金商法の施行を来春に控えて、定款の見直しを行う必要が出てきましたので、定款第 43 条を改正し、これまでは毎年の定時正会員総会で公益理事及び常任理事の報酬をお諮りすることとしていた規定を改め、報酬等に関する支払規程に従って支払うこととする規定に改正し、その細目は、「公益理事等の報酬等及び費用に関する規程」として制定（新設）することといたしました。</p> <p>上記規程の制定（新設）により、公益理事等の報酬等に関して一層の透明性向上に寄与するものと考えております。</p> <p>本協会といたしましては、今後も、正会員とのコミュニケーションを密にすることに努め、様々な御意見や御要望をお伺いしながら業務運営を</p> |

| コメントの概要 | 本協会の考え方                                    |
|---------|--|
|         | 行うとともに、自主規制機関としての役割を強く認識して、業務に取り組んで参る所存です。 |

以 上